

公益財団法人東京都道路整備保全公社入札参加資格

公益財団法人東京都道路整備保全公社財務規則第 82 条 1 項に規定する入札参加資格について、下記のとおり定める。

記

1 建設工事等競争入札

(1) 資格

当該年度における東京都の建設工事等競争入札参加資格審査で承認された者（以下「都建設工事等入札参加有資格者」という。）

(2) 適用範囲

公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が発注する工事の請負、設計・測量・地質調査の委託を対象とする。

(3) 手続き

都建設工事等入札参加有資格者は、特段の手続きを必要としない。

ただし、電子入札案件については、事前に電子調達システムへの登録等の手続を行うものとする。

2 物品買入れ等競争入札

(1) 資格

① 当該年度における東京都の物品買入れ等競争入札参加資格審査で承認された者（以下「都物品買入れ等入札参加有資格者」という。）

② 当該年度における東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査で承認された者で、公社において所定の手続きを完了した者（以下「自治体物品買入れ等入札参加有資格者」という。）

③ 当該年度における公社物品買入れ等競争入札参加審査で承認された者

(2) 適用範囲

公社が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計・測量・地質調査の委託を除く。）を対象とする。

(3) 手続き

資格の区分により、以下の手続を行うものとする。

なお、電子入札案件については、手続き後に電子調達システムへの登録等の手続を行うものとする。

① 都物品買入れ等入札参加有資格者は、特段の手続きを必要としない。

② 自治体物品買入れ等入札参加有資格者は、次の書類を提出の上、公社の確認を得るものとする。

- ・東京電子自治体共同運営における競争入札参加資格審査受付票の写し
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・印鑑登録証明書

- ③ 上記①、②以外の者は、公社物品買入れ等競争入札参加資格審査に申請の上、承認を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。